【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の８第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月27日
【会社名】	株式会社　肥後銀行
【英訳名】	The Higo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　甲斐　隆博
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません。
【本店の所在の場所】	熊本市中央区紺屋町一丁目13番地５
【縦覧に供する場所】	株式会社　肥後銀行東京支店 （東京都中央区日本橋室町二丁目２番１号） 株式会社　肥後銀行大阪支店 （大阪市中央区淡路町三丁目６番３号） 株式会社　肥後銀行福岡支店 （福岡市中央区大名二丁目８番１号） 株式会社　東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 証券会員制法人　福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番２号） （注）　東京支店、大阪支店及び福岡支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1　【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取甲斐隆博は、当行の第144期第２四半期（自　平成26年７月１日　至　平成26年９月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令及び銀行法施行規則に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2　【特記事項】

確認にあたり、特記すべき事項はありません。